豊橋市公会堂

施設利用料金の限度額

区分＼時間		午前 午前９時から正午まで	午後 午後１時から午後４時まで	夜間 午後５時から午後９時まで	全日 午前９時から午後９時まで	備考
大ホール	平日	円 8,610	円 14,520	円 18,610	円 41,740	控室を含む。
	日曜日、土曜日及び休日	11,480	19,370	24,830	55,680	
２階東応接室		850	850	1,120	2,820	
２階西応接室		850	850	1,120	2,820	
３階東応接室		1,400	1,400	1,890	4,690	
３階西応接室		850	850	1,120	2,820	
楽屋		1,160	1,160	1,540	3,860	
リハーサル室(１)		670	670	890	2,230	
リハーサル室(２)		770	770	1,010	2,550	
リハーサル室(３)		770	770	1,010	2,550	

備考

1　休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

2　この表の時間外において利用するときの利用料金は、１時間につき（１時間に満たないときは、１時間とみなす。）、その利用が午前９時以前のときは午前の、午後９時以後のときは夜間の時間区分の１時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

3　入場料又は会費の類を徴収する場合の利用料金は、当該利用料金の倍額とする。

4　収益を目的として入場料若しくは会費の類を徴収する場合又は企業活動に利用する場合の利用料金は、当該利用料金の３倍の額とする。

5　練習又は準備のため大ホールを利用する場合の利用料金は、当該利用料金の５割に相当する額とする。

附属設備利用料金の限度額

区分＼時間	午前 午前９時から正午まで	午後 午後１時から午後４時まで	夜間 午後５時から午後９時まで	全日 午前９時から午後９時まで	備考
拡声装置	円 740	円 740	円 1,000	円 2,480	
マイクロホン	360	360	490	1,210	１本につき
ワイヤレスマイク	580	580	750	1,910	１本につき（電池を含まない。）
テープデッキ	1,170	1,170	1,520	3,860	１台につき
プレーヤー	1,170	1,170	1,520	3,860	１台につき
ピアノ	1,910	1,910	2,540	6,360	
オーバーヘッドプロジェクター	180	180	240	600	
液晶プロジェクター	580	580	750	1,910	
センターピンスポットライト	1,170	1,170	1,520	3,860	１台につき
特別電源回路	180	180	240	600	コンセント1口（1.5KW）につき
舞台用踊り台	580	580	750	1,910	

備考　この表の時間外において利用するときの利用料金は、１時間につき（１時間に満たないときは、１時間とみなす。）、その利用が午前９時以前のときは午前の、午後９時以後のときは夜間の時間区分の１時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。

	等級・種別 ＼ 時間			午前 午前９時から正午まで	午後 午後１時から午後４時まで	夜間 午後５時から午後９時まで	全日 午前９時から午後９時まで	備考
舞台照明装置	一級	フットライト 第１ボーダーライト 第２ボーダーライト 第１サスペンションライト 第２サスペンションライト 第３サスペンションライト シーリングスポットライト フロントサイドスポットライト ステージスポットライト アッパーホリゾントライト ロアーホリゾントライト	一式	10,230円	10,230円	12,280円	32,740円	
	二級	第１ボーダーライト$\frac{2}{3}$ 第２ボーダーライト$\frac{2}{3}$ 第３サスペンションライト$\frac{1}{3}$ シーリングスポットライト$\frac{1}{2}$ フロントサイドスポットライト$\frac{1}{2}$	一式	5,110円	5,110円	6,130円	16,350円	カラーフィルターを含まない。

		アッパーホリゾントライト$\frac{1}{4}$						
	三級	第１ボーダーライト$\frac{1}{3}$ 第２ボーダーライト$\frac{1}{3}$ 第３サスペンションライト$\frac{1}{3}$	一式	2,540円	2,540円	2,970円	8,050円	

備考　この表の時間外において利用するときの利用料金は、１時間につき（１時間に満たないときは、１時間とみなす。）、その利用が午前９時以前のときは午前の、午後９時以降のときは夜間の時間区分の１時間に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。）とする。